

IMASARAの宝箱



VOL.2 -公文書-

前号に引き続き、
今回も「公文書」についてです！
「なんや、同じかい！」と思わず、
読んでください…。

知っておかなきゃならないことって
結構ある…
けど、イマサラ聞くに聞けない！
でも、そんなあなたの「イマサラ」が、
みんなの宝になる…かもしれない。

みなさんは、メールも「公文書」になることを知ってましたか？
もしかするとご存じの方は少ないかもしれません。

どのようなメールが公文書に該当するのか、確認していきましょう。

①組織アドレスより送信したもの

②自分のメールアドレスで

★他の職員に転送や紙に出力するなど情報を共有したもの

★2人以上の職員に同時送信したもの

★1対1のメールでも業務上の指示、意見表明、職務上の報告を受けたりするなど、業務と密接に関連し継続利用が見込まれる情報の伝達に利用されたもの



これらのメールは、総務局長が定める要領に基づき保管することとなっています。
それでは、このメールについてどのように保管したらよいのでしょうか？

1 文書管理システムによる方法

- ・決裁、供覧文書の添付文書として登録、もしくはその他文書登録を行う。
- ・保存期間：その内容に応じて文書分類に基づき判断

2 紙媒体による方法

- ・用紙に出力して簿冊に編集する。
- ・保存期間：その内容に応じて文書分類に基づき判断

3 組織共用フォルダによる方法

- ・メッセージ形式で保存する場合に限る。
- ・保存期間：事務処理上必要な1年未満
- ・簿冊：「電子メール管理関係書類(電)」
(保存期間1年未満、文書分類コード0000)



では、メールが公文書になるとどうなるのでしょうか。

前回の記事をしっかりと読んでいただいたみなさんは大丈夫ですよ？！

そうです。情報公開請求の対象となります。

市民の方がその「公文書を見たい」と希望すると、その文書は原則公開しないといけません！

消防局では、過去に「局長、部長が1か月に送受信したメール」について公開請求されたことがあります。

当時の局長、部長は、普段からメールの取扱いを意識していただいておりますが、不必要なメールはなかったため、最小限のダメージで済みましたが、それでも公文書の定義に当てはまる文書が合計250枚程度にもなり、非公開部分の黒塗り作業で2週間程度かかりました…。

みなさん自身のメールは、公開請求されても大丈夫ですか？？

教えてほしい。「あなたのイマサラ」

BY:大阪消防編集部 mailアドレス:pa0110@city.osaka.lg.jp